議事要旨

会議名称	第３回　犯罪被害者等支援審議会
開催日時	令和８年９月１日（火）　午後３時～午後５時
開催場所	渋谷区文化総合センター大和田８階 渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉会議室
次第	議題 ・渋谷区犯罪被害者等支援条例について ・支援内容について ・その他
出席者	【委員】 大塚会長、阿久津委員、伊藤委員、入江委員、小川委員、奥田委員、 齊藤委員、佐藤委員、西田委員、堀出委員、前田委員、三縄委員 【事務局】 事務局長、総務部長、総務部インクルーシブシティ推進課長、 危機管理対策部長、危機管理対策部安全対策課安全対策主査、 福祉部長、教育委員会教育指導課長、 教育委員会教育センター所長、インクルーシブシティ推進係長、 インクルーシブシティ推進係員（４名）
公開及び非公開	公開
傍聴者数	６人
主な内容	概要は以下のとおり。 **【議題１　渋谷区犯罪被害者等支援条例について】** 〇報告内容 ・前回審議会における委員意見及び文書課との調整を踏まえて修正した条例案について説明した。 ・条例案についてはおおむね完成しており、今後は逐条解説及び広報媒体等の作成を進める予定であることを説明した。 〇主な意見 ▸ 定義規定について ・犯罪被害者等の定義にある「その他これらに準ずるものとして区長が認めるもの」について、あらかじめ定めた要件に基づいて判断す

	るのか、個別の申請ごとに判断するのかが分かりにくいため、逐条解説等で判断基準を明示した方がよい。 ▸ 区内に住所を有しない者への対応について ・区内に住所を有しない者への対応について、支援等をどこまで行うのか整理しておく必要がある。 ○今後の方針 ・「区長が認めるもの」の考え方について、逐条解説等で整理する。 ・区内に住所を有しない者への対応や具体的な支援の範囲について、連携体制や支援内容及び要綱等を検討する中で整理する。 **【議題２　支援内容について】** ○報告内容 ・前回審議会における委員意見を踏まえて修正した支援内容一覧及び要綱案と申請書等の様式について説明した。 ・相談窓口には専用ダイヤルを設置し、犯罪被害者等支援相談員を配置する予定であり、犯罪被害者等本人の状況に応じ、必要な支援につながるよう継続的な伴走支援を行う予定であることを説明した。 ・前回審議会における意見を踏まえ、移動費用助成等の申請期限を延長したことを説明した。 ○主な意見 ▸ 支援の制限について ・支援を制限する場合の表現について、犯罪被害者等にとって厳しい印象を与えないよう配慮が必要である。 ▸ 相談支援の流れについて ・相談員が相談を受けた後、ケース検討、リスク評価、ニーズの把握及び関係部署との調整等をどのように行うのか、支援の流れを示した方がよい。 ・相談窓口への直接の相談だけでなく、他部署で把握した犯罪被害者等が相談窓口につながる場合も想定されるため、複数の相談経路を踏まえた支援フローを整理する必要がある。 ▸ 申請書類及び手続について ・犯罪被害の直後は、本人が自分の困りごとや必要な支援を整理すること自体が難しいため、あらかじめ制度の枠に当てはめるのではなく、本人の語りを出発点として必要な支援につなげることが重要である。

	・申請書類は、制度を運用する側の目線ではなく、利用者及び犯罪被害者等の目線から、分かりやすく記入しやすいものとする必要がある。 ・支援ごとに住所、氏名、電話番号、被害者との関係等を繰り返し記入することは負担となるため、一度記載した情報を共通して利用できるようにするなど、書類の簡略化やオンライン申請等の DX 化について検討してほしい。 ▸ 途切れない支援について ・申請期限を過ぎている場合や、助成制度の対象にならない場合であっても、医療、福祉、教育、就労、法律等の必要な支援につなげる仕組みが望まれる。 ・広報においても、助成制度の案内だけでなく、相談を起点とした途切れない支援が伝わるよう工夫することが望ましい。 ▸ 過失運転致傷罪による被害への支援について ・経済的支援では過失運転致傷罪による被害を除外している一方、相談支援等のその他の支援については対象となることを確認した。 ・対象となる支援の範囲について、利用者が誤解しないよう分かりやすく示す必要がある。 ▸ 性犯罪被害者等への支援について ・性犯罪被害については、犯罪被害が発生した日を一律の起算点とすると、必要な支援を受けられない者が生じる可能性があるため、医療機関を受診した日や、相談機関につながった日を申請期限の起算点とすることも検討すべきである。 ・周知の際は、対象要件だけを見て、相談が必要な者が諦めないよう、表現や相談へのアクセスのしやすさにも配慮する必要がある。 ▸ 区外に居住する家族及び遺族への支援について ・住所地の地方公共団体や相談窓口と連携し、必要な支援につなぐことが望ましい。 〇今後の方針 ・支援の制限に係る判断基準、区外に居住する家族及び遺族への対応、庁内連携を含む支援フローについて整理する。 ・犯罪被害者等の負担軽減の観点から、申請書類及び申請方法について検討する。 **【議題３　その他】** 〇報告内容

	・前回の審議内容を反映した『「渋谷区犯罪被害者等支援条例」制定に向けた基本的な考え方について』（答申）を説明した。 ・パブリック・コメントにおける区の考えについて、個人情報の管理、交通犯罪の表記、示談成立時の経済的支援及び学校との協力に関する回答の説明をした。 ・令和８年度実施の犯罪被害者等支援研修について報告した。 〇主な意見 ▸『「渋谷区犯罪被害者等支援条例」制定に向けた基本的な考え方について』（答申）について ・条例制定の経緯は、国・東京都の動きなど、より具体的で分かりやすい表現がよい。 ・トラウマインフォームドケアについては、相談員の学びだけでなく、広く多くの人に共有することが大切である。 ▸ 犯罪被害者等支援研修について ・相談窓口では、相談内容を最初から制度の対象外として振り分けず、困りごとを受け止めた上で、適切な窓口や支援につなぐことが重要である。 〇今後の方針 ・本日の意見を反映しつつ、この後は会長預かりとして最終調整を行い、区長へ答申を提出する。 ・パブリック・コメント実施結果を令和８年９月１５日に区ウェブサイトで公表する。 ・引き続き庁内研修を実施し、次回の審議会で実施報告を行う。 最後に、事務局から犯罪被害者等支援に関する講演会の案内、次回審議会の日程及び議事要旨の取扱いについて説明があり、閉会とした。